

## 小郡市リサイクル協力店設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正処理及び減量促進に資するため、市内又は市外の小売業者等をリサイクル協力店として設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (リサイクル協力店の事業)

第2条 リサイクル協力店は、前項の趣旨に則り、次に掲げる各号のうち1又は2以上の事業を行うこととする。

(1) 市指定ごみ袋及び粗大ごみシール（以下「ごみ袋等」という。）の販売

(2) トレー回収及び設置場所の管理

(3) 古紙再生品の販売

2 市長は、前項第1号の事業を行うリサイクル協力店に対し、ごみ袋等の納品枚数に3円を乗じた金額をごみ袋販売手数料として支払うこととする。

3 前2項に関する事業及び支払方法等については、別表1及び別表2のとおりとする。

### (申請)

第3条 リサイクル協力店の認定を受けようとするものは、小郡市リサイクル協力店認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### (承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、内容を審査のうえ認定するときは、申請者に対し小郡市リサイクル協力店認定書（様式第2号）により通知する。

### (廃止)

第5条 リサイクル協力店は、第2条第1項に定める事業を廃止するときは、市長に、小郡市リサイクル協力店廃止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

### 附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

( 別 表 1 )

1. 市指定ごみ袋等及び古紙再生品の発注および支払方法

- 発注先：市指定ごみ袋配達受託業者（以下「受託業者」という。）
- 発注方法：電話及びFAX（ごみ袋については、専用の注文書を用いること）
- 支払方法：原則、納品時に受託業者に現金で支払うこと。
- 販売価格：別表2のとおり

2. ごみ袋販売手数料の支払い

ごみ袋販売手数料は、リサイクル協力店からの請求に基づき、翌月の25日に振り込むものとする。

なお、請求の枚数は、1月に納品した枚数とし、毎月、受託業者から市に提出される報告書に基づく数とする。

- \* 25日が、土・日・祝日等の場合は、その直前の金融機関営業日に振り込むこととする。

○請求書の提出

市指定の請求書を市（生活環境課）に提出すること。

- \* 振込口座は、郵貯銀行を除く金融機関の口座とする。
- \* 振込口座を本社等に指定する場合、承諾書（市指定様式）を年度初めに提出すること。

○手数料支払明細書

支払いの対象となるリサイクル協力店には、手数料支払明細書が市から送付されるので、納品書及び領収書等と照合し、枚数及び金額を確認すること。

3. トレー回収事業

トレー回収事業については、以下のとおりとする。

- ・回収に使用する専用ボックス及び袋は、市から無料で提供する。
- ・回収は、市委託収集業者が市の指定した日に行う。
- ・協力店は、設置する場所の清潔を保持し、トレーが散乱しないように注意すること。

(別表2)

### 小都市指定ごみ袋等値段表

袋の種類	注文単位	1包の単価	販売手数料 (1枚3円)	小売単位	小売額
燃えるごみ袋(大)	1包(200枚)	10,000円	600円/包	10枚	500円
燃えるごみ袋(小)	1包(200枚)	6,000円	600円/包	10枚	300円
ビン専用袋	1包(200枚)	6,000円	600円/包	5枚	150円
不燃物専用袋	1包(200枚)	6,000円	600円/包	5枚	150円
粗大ごみ用シール	1束(10枚)	5,000円	30円/束	1枚	500円

### 古紙再生品値段表(税込)

種類	注文単位	卸値		小売希望価格	
		箱	包	箱	包
たなばたロール (6ロール)	1箱(8包入)	3,486円	435.75円	3,990円	498円
おりひめティッシュ	1箱(10包入)	3,675円	367.50円	4,170円	417円
天の川	1締(20包入)	2,814円	140.70円	3,788円	186円

\*ごみ袋及び古紙再生品の購入後の返品はできませんので、予めご了承ください。